

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年4月1日

月曜日

第5213号

## 目次

<b>告 示</b>		
○救急病院の名称変更		1
○道路の区域変更		2
○道路の供用開始		3
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧		
<b>公安委員会告示</b>		
○富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定		4
<b>公 告</b>		
○令和6年度富山県調理師試験の実施		13
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施		14

## 告 示

### 富山県告示第171号

救急病院の名称変更について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急病院として認定した病院の名称が次のとおり変更されたので、告示する。

令和6年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
杉野脳神経外科病院	うおざきファミリー病院	富山市千石町6丁目3番7号	令和6年4月1日

## 富山県告示第172号

## 道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所	
一般国道 415号	富山市田畑字上竹 742番 2から 富山市田畑字道田 849番 8まで	変更前	A	最大 13.8 最小 8.0	175.2	富山土木 センター	
	富山市中田二丁目59番10 から 富山市下飯野字馬塚 7 番 2まで		B	最大 81.5 最小 23.2	1,120.0		
	富山市田畑字道田 842番 2から 富山市下飯野字馬塚 7 番 2まで		C	最大 33.8 最小 7.5	548.7		
	富山市中田二丁目59番10 から 富山市下飯野字馬塚 7 番 2まで	変更後	B	最大 81.5 最小 23.2	1,120.0		
	県道 富山環状線	富山市田畑字上竹 742番 2から 富山市田畑字道田 849番 8まで	変更前	A	最大 13.8 最小 8.0		175.2
		富山市中田二丁目59番10 から 富山市下飯野字馬塚 7 番 2まで		B	最大 81.5 最小 23.2		1,120.0
富山市田畑字道田 842番 2から 富山市下飯野字馬塚 7 番 2まで		C		最大 33.8 最小 7.5	548.7		

	富山市中田二丁目59番10から 富山市下飯野字馬塚7番2まで	変更後	B	最大 81.5 最小 23.2	1,120.0	
県道 小竹諏訪川原線	富山市牛島本町一丁目字古屋敷割1425番4から	変更前		最大 52.2 最小 27.0	584.0	富山土木センター
	富山市神通本町一丁目5番1地先まで	変更後		最大 52.2 最小 21.9	584.0	

### 富山県告示第173号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小竹諏訪川原線	富山市牛島本町一丁目字古屋敷割1425番4から 富山市神通本町一丁目5番1地先まで	令和6年4月1日	富山土木センター

### 富山県告示第174号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営相ノ木中部南地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公

告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営相ノ木中部南地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年4月1日から

令和6年4月30日まで

3 縦覧の場所

上市町役場

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

### 富山県公安委員会告示第30号

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定について

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習の委託に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札申込みの条件となる道路交通法施行規則第38条の3に規定する資格について、次のとおり審査の上、認定するものとするので告示する。

令和6年4月1日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

1 認定の審査に係る業務

道路交通法第 108条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託場所

富山県内

4 認定基準

別添「富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準」のとおり。

5 認定申請期間

令和6年4月1日から同年4月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

6 認定申請書類提出先

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課

7 認定申請書類提出方法

直接持参すること。

8 問合せ先

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課

電話 076-441-2211（内線5032）

---

別添

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準

1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施を同条第3項の規定により委託するに際し、受託法人及び受託者（以下「法人等」という。）の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

2 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人等として認定する場合における当該認定は、次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること（道路交通法施行規則第38条の3に規定するもの。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のアからクまでのいずれかに該当する者がいないこと。

なお、法人でない者は、これに準ずるものとする。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当

な理由のある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者

キ 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者

ク 法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2（第7号及び第12号を除く。）、法第117条の3の2、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第1項第11号若しくは第12号、法第119条の2又は法第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

(3) 安全運転管理者等講習に従事する専任講師として、次のいずれかの資格を有する者を1人以上雇用すること。

ア 自動車安全運転センターが行う自動車の安全運転管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者

イ 安全運転管理者等講習又はこれに相当する講習に講師として従事した経験を有する者

(4) 安全運転管理者等講習に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で、専門的知識を有する者を部外講師として3人以上確保できること。

3 安全運転管理者等講習を行うために必要な組織及び設備は次のとおりとする。

(1) 富山県内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(2) 安全運転管理者等講習を行うために必要な人員を、安全運転管理者等講習の実施場所に配置できること。

(3) 安全運転管理者等講習を行うための機器（視聴覚機材等）を有していること。

4 資格認定の申請等

安全運転管理者等講習の業務の委託を受けようとする法人等には、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書（別記様式1）
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (3) 法人等の役員の名、住所等を記載した名簿（別記様式2）
- (4) 法人等の役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (5) 法人等の役員が2(2)中、アからクのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人用は別記様式3-1、法人以外用は別記様式3-2）
- (6) 安全運転管理者等講習に従事する者の経歴を記載した書面及び当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- (7) 安全運転管理者等講習を行う組織の概要（組織体制、職員数等）を記載した書面
- (8) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

## 5 資格認定の通知

安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるときは、その法人等に対し資格認定通知書（別記様式4）を送付するものとする。

なお、入札の参加に当たっては、入札参加資格を有していても1年ごとに入札前に公安委員会の資格認定を受ける必要があるものとする。

## 6 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人等が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 2の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

別記様式 1

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の認定を申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人等の名称	
主たる事務所の所在地	電話 ( ) -
法人等の種類	1 一般社団法人    2 公益社団法人    3 一般財団法人 4 公益財団法人    5 株式会社    6 有限会社 7 その他 ( )
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			



## 別記様式 3 - 1

(法 人 用)  
誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げる1から8までのいずれかに該当する者のある法人

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び第12号を除く。）、第117条の3の2、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第1項第11号若しくは第12号、第119条の2又は第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

## 別記様式 3 - 2

(法人以外用)

## 誓 約 書

私及び従業員は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117条、第 117条の 2、第 117条の 2 の 2（第 7号及び第12号を除く。）、第 117条の 3 の 2、第 118条第 2 項第 3号若しくは第 4号、第 119条第 1 項第11号若しくは第12号、第 119条の 2 又は第 119条の 2 の 4 第 2 項の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名



富山県農協会館（富山市新総曲輪2-21）

(3) その他

試験が台風等によって実施できなくなった場合に再試験を実施する。

（再試験 令和6年12月14日（土） 富山県農協会館）

2 受験手続

○郵送受付

令和6年5月7日（火）から6月3日（月）まで（当日消印有効）

〒103-0012東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛て送付すること。

3 受験申請書の配布

令和6年5月7日（火）から6月3日（月）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所及び富山県厚生部生活衛生課において配布

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話03-3667-1815）

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和6年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察運用管理サーバ 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

## (3) 借入期間

令和7年1月1日から令和12年12月31日（72か月）

## (4) 借入場所

入札説明書による。

## (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の稼動後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和6年5月7日 午後5時15分

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和6年4月1日から同年4月22日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和6年4月10日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 202会議室

- (4) 入札書の提出期限

令和6年6月5日 午前10時

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

## 5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時

令和6年6月5日 午前10時

- (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 202会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Toyama Prefectural Police Operation Management Server, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 5, 2024
- (3) Contact point for notification:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Toyama Prefectural Police Headquarters  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8570 Japan  
Phonenumber: 076-441-2211